男女共同参画局

男女共同参画は政府の重要かつ確固たる方針であり、国際的にも共有されている守るべき規範です。男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶、男女共同参画の裾野を広げる地域における取組などを行っています。

総務課

調査室

推進課

男女間暴力対策課

性犯罪・性暴力対策室

男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

男女共同参画基本計画

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、政府一体となった取組を総合的かつ計画的に推進しています。

令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、

- 2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める

こととしています。

また、5次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、11の個別分野において、基本認識、施策の基本的方向及び具体的な取組を定め、関係省庁で連携して取組を進めています。

なお5次計画の計画期間は令和7年度末までとなっており、計画策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問（令和6年 12 月 13 日）に応じ、第6次男女共同参画基本計画（以下「6次計画」という。）の検討を開始しました。

女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

各省庁の毎年度の予算編成プロセスや制度改正プロセスに女性活躍・男女共同参画の視点をしっかりと入れるため、毎年6月を目途に、政府として当該年度及び翌年度に重点的に取り組むべき事項を取りまとめた、「女性版骨太の方針」（女性活躍・男女共同参画の重点方針）を決定しています。

石破内閣では、「若者や女性にも選ばれる地方」を柱に掲げ、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、無意識の思い込みの解消や男女間の賃金格差の是正、女性起業家のネットワーク構築支援等に取り組むこととしています。こうした認識のもと、現在（令和7年4月）、「女性版骨太の方針 2025」の策定に向けて、政府一体で取組の具体化を進めています。

男女共同参画会議
（令和6年 12 月 13 日）

計画実行・監視専門調査会
女性に対する暴力に関する専門調査会
第６次基本計画策定専門調査会

関係閣僚と民間有識者により構成され、男女共同参画に関する大きな方向性について総理官邸で議論を行う「男女共同参画会議」の下には、より具体的な議論を行うための三つの専門調査会（「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」並びに「第６次基本計画策定専門調査会」）が設置されています。

専門調査会では、５次計画の実行状況の監視や、女性の経済的自立、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等、各分野における女性活躍の推進などの「女性版骨太の方針」策定に向けて集中的に議論すべき課題、女性に対する暴力の防止や被害者支援、６ 次計画策定の方向性や全体的な方針などについて、各府省の局長・審議官出席のもと議論を行っています。

第６次基本計画策定専門調査会及び
計画実行・監視専門調査会（合同開催）
（令和６年 12 月 24 日）

DV・性暴力等の暴力の根絶

配偶者等への暴力（DV）や性犯罪・性暴力等の暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

このため、男女共同参画局では、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる DV 相談ナビ（全国共通電話番号）を始め、DV 被害者の多様なニーズに対応できるよう相談体制の整備や民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進を支援しています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等の運営に係る支援や性犯罪・性暴力被害相談支援体制の充実を進めています。

さらに、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」を始めとする広報啓発活動、女性に対する暴力の実態を把握するための調査研究、支援に携わる人材の育成を図るため各機関の職務関係者に対する研修等を行っています。

令和６年度女性に対する暴力をなくす運動
パープル・ライトアップ

令和６年度女性に対する
暴力をなくす運動
ポスター

令和７年度若年層の
性暴力被害予防月間
ポスター

国際的協調

男女共同参画は、国際社会の取組と密接に関係しており、国際的協調が重要です。また、近年はＧ7・G20 やアジア太平洋経済協力（APEC）において担当大臣会合が開催されるなど、国際的にも女性活躍や男女共同参画の重要性が高まっています。

男女共同参画局では、国連女性の地位委員会を始め、Ｇ7、Ｇ20、APEC、OECD 等における国際的議論への参画や各国との政策対話などを通じて、我が国の取組を効果的に発信するとともに、国際的な議論や海外の取組などを国内の議論に取り込むようにしています。また、2024 年に政府報告審査が実施された女子差別撤廃条約を始めとして、男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際規範・基準等を周知徹底するとともに、国内における実施強化に努めています。

女子差別撤廃条約第９回政府報告審査
（令和６年 10 月 17 日）

政策統括官
（共生・共助担当）

年齢・障害等に関わりなく安全・安心に暮らせ（共生）、互いに支え合う（共助）社会の実現に資するビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、政府一体の取組として強力に推進しています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（総合調整担当）
- 参事官（青年国際交流担当）
- 参事官（高齢社会対策担当）
- 参事官（障害者施策担当）
- 参事官（交通安全対策担当）
- 参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）
- 参事官（共助社会づくり推進担当）
- 休眠預金等活用担当室
- 成果連動型事業推進室

青年国際交流

日本と世界各国の青年の交流を通じ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーを育成することを目的に、青年国際交流事業を実施しています。

具体的には、航空機による派遣・招へい又は船による多国間交流を行う５事業（国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業）があります。

事業に参加した日本青年は 18,000 人を超え、事業で得た成果を社会へ還元するため、様々な社会貢献活動を活発に行っています。

令和６年度「世界青年の船」事業

高齢社会対策

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として高齢社会対策大綱を作成し、高齢社会対策の総合的な推進を図るとともに、毎年度高齢社会白書を作成しています。

また、高齢社会対策に関する調査研究、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介や高齢社会フォーラムの開催等による国民に対する広報・啓発活動を行っています。さらに、高齢化等で地域社会の担い手が不足することが懸念されていることを踏まえ、他分野、多世代にわたって地域の活力たる担い手を確保し、担い手と課題とをマッチングすることで具体的な課題に解決に取り組むプラットフォーム（仕組み）づくりを実証する事業を新たに実施しています。

令和６年版高齢社会白書

高齢社会フォーラム

障害者施策

■　障害者施策の総合的・計画的な推進

障害の有無にかかわらず、全ての国民が互いに尊重し理解し合える「共生社会」を実現するため、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を策定し、同基本計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、障害当事者等により構成される「障害者政策委員会」において、その実施状況を監視しています。

■　障害を理由とする差別の解消の推進

障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等について定めた「障害者差別解消法」に基づき、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体と連携しつつ、障害者差別の解消に向けた各般の取組を推進しています。

■　障害者に対する理解の促進

障害者基本法では、毎年 12 月 3 日～9 日を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に国及び地方公共団体が、民間団体等と連携協力を図りながら、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する様々な広報啓発の取組を集中的かつ包括的に実施しています。

令和６年度「障害者週間」関係表彰式
（辻清人内閣府副大臣から表彰状の授与を受ける「ポスター」（中学生区分）最優秀賞受賞者の田中海凪さん）

バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策

■　バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、毎年度、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による表彰を行い、その優れた取組の普及・啓発を進めています。

■　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、毎年度公表しています。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰　表彰式

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

■　理解増進施策の総合的・計画的な推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究等を実施するとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする基本計画の策定に取り組んでいます。

■　理解増進施策の総合的・効果的な推進

関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営を通じ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。

交通安全対策

■　交通安全対策の推進

交通の安全に関する施策の大綱である交通安全基本計画を作成し、関係省庁等と連携して各種施策を強力に推進しています。現行の第 11 次計画では、令和 7（2025）年までに、年間の 24 時間死者数を 2,000 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現すること等を目標としています。

■　全国交通安全運動等

交通事故防止の徹底を図ることを目的とし、行政、関係機関、民間団体等が連携して、全国交通安全運動を年 2 回実施しています。このほか、交通安全フォーラムの開催等の交通安全普及啓発活動や交通安全ボランティア等の育成等を行っています。

特定非営利活動法人（NPO 法人）制度

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格（NPO 法人）を付与することで、ボランティア活動等の市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するものです。NPO 法施行後 25 年が経過し、NPO 法人は約 5 万法人、そのうち税制上の優遇措置がある認定・特例認定 NPO 法人は 1,200 法人を超え、その役割はますます重要になっています。内閣府では、これらの制度の普及などに取り組んでいます。

ＮＰＯ法人の活動分野（２０分野）

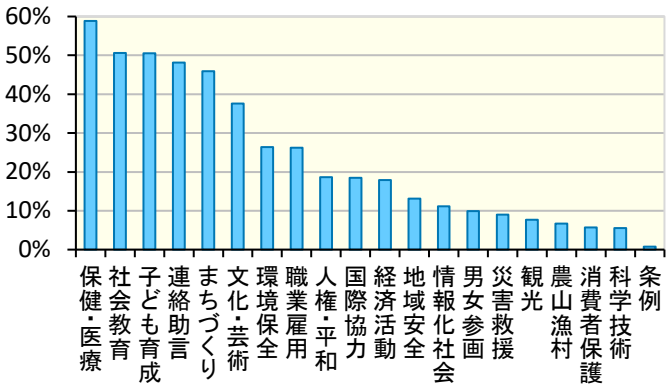

注）令和６年９月末時点。
１つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は 100%にならない。

休眠預金等活用制度

休眠預金等活用制度とは、休眠預金等活用法に基づき、10 年以上取引のない預金等（休眠預金等）を活用し、子ども及び若者への支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の３分野で、民間の公益活動を支援するものです。令和元年度の運用開始以来、約 1,350 の事業に活用され、助成・出資予定総額は累計で約 362 億円になります（令和７年３月末時点）。

令和５年に休眠預金等活用法が改正されたことにより、これまでの助成事業に加えて、新たな支援制度として、①人材・情報面からの非資金的支援のみを行う「活動支援団体」の創設、②新たな資金提供手法としての「出資事業」が始まりました。

内閣府では、本制度の円滑な運用に向けた環境整備や制度の普及・発信等に取り組んでいます。

成果連動型民間委託契約方式（PFS）の推進

成果連動型民間委託契約方式（Pay for Success:PFS）とは、民間委託等に際して、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う官民連携の手法です。また、PFS の一類型として SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）があり、これは、受託者が予め資金提供者から事業に必要な資金調達を行い、その償還等を成果連動支払から行うスキームです。

例えば、糖尿病性腎症による人工透析移行リスクが高い人を対象に行う保健指導について、生活習慣改善率、腎機能低下抑制率等の成果指標に応じて委託料を支払う事業等があります。従来の仕様発注に比べ、住民の満足度の向上、民間事業者の創意工夫や取組意欲の向上、行政のワイズスペンディングなどの効果が期待されます。

PFS を推進するため、関係省庁と決定したアクションプランに基づき、PFS 事業実施のための分野横断的なガイドラインの策定、地方公共団体が実施する PFS 事業を対象とした複数年にわたる補助事業、PFS 事業実施のための支援事業などに取り組んでいます。今後も、官民双方のニーズを踏まえ、医療・健康、介護分野での横展開に加え、再犯防止、就労支援、環境、まちづくり等の分野での事例構築を進めていきます。

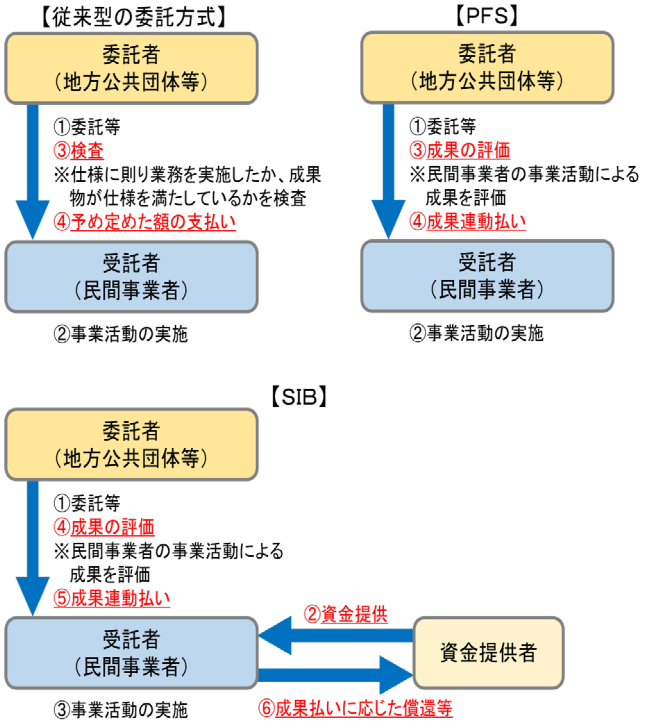

孤独・孤立対策推進室

顕在化・深刻化する孤独・孤立の問題に対応するため、孤独・孤立対策推進法に基づく総合的な政策の推進に取り組んでいます。

孤独・孤立対策推進法について

■ 制定の背景及び経緯

社会に内在する孤独・孤立の問題に対して継続的・長期的な政策対応を担保するため、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することを目的に、第 211 回国会に孤独・孤立対策推進法案を提出しました。同法は、令和５年５月 31 日に成立し、６月７日に公布されました（令和６年４月１日施行）。

この法律は、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（孤独・孤立の状態）にある者への支援等に関する取組（孤独・孤立対策）について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めています。孤独・孤立対策推進室では、孤独・孤立対策推進法に基づいた総合的な政策の推進に取り組んでいます。

■ 推進体制について

孤独・孤立対策推進法に基づき、内閣府に特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を置くこととされました。

孤独・孤立対策推進本部は、内閣総理大臣を本部長とし、各省の大臣を本部員として、「孤独・孤立対策重点計画」の作成及びその実施の推進のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議することとしています。

孤独・孤立対策重点計画について

令和６年６月に孤独・孤立対推進本部において、法律に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を策定（令和７年５月に改定）しました。

重点計画には、以下のとおり、孤独・孤立対策の基本理念及び基本方針を定めています。

● 基本理念

（１）孤独・孤立双方への社会全体での対応
（２）当事者等の立場に立った施策の推進
（３）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

● 基本方針

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
（３）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
（４）孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

このような重点計画に沿って、関係府省庁の各施策の着実な実施を通じて、孤独・孤立対策を総合的に推進しています。

官・民・NPO 等の連携の推進

■　孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

複雑化・多様化する孤独・孤立の問題に支援機関が単独で対応することが困難な状況であることに鑑み、孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO 等の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和４年２月に設立しました。プラットフォームでは、主な活動として、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有・相互啓発活動を行っており、令和７年６月１日時点で、会員数は 422 団体、協力会員や賛助会員を合わせると 637 団体が参加しています。

孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

■　地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO 等の関係者の連携を促進するため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業」を実施しています。これにより、地方における官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進しています。令和４年度 29 団体、５年度 15 団体、６年度は新たに創設した交付金によるものを含め 32 の地方公共団体において取り組んでいただいています。

■　地方公共団体及び NPO 等への支援

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金により、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO 等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援します。また、就職氷河期世代を含む中高年層について、地方公共団体と連携し、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を行います。

さらに、孤独・孤立の予防や早期対応に資する日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する NPO 等の先駆的な取組を支援します。

一元的な相談支援体制の推進

■　孤独・孤立相談ダイヤル#9999

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けた取組として、令和４年度より「#9999」を用いた相談ダイヤルの試行を実施しています。

令和６年度においては、孤独・孤立対策強化月間の５月２日 10 時～５月７日 10 時及び、クリスマスや年末年始の期間が含まれる 12 月 25 日 10 時～1 月４日 10 時の２回にわたり実施し、相談者の悩みに応じた相談窓口や支援につなぎました。

情報発信の充実

■　孤独・孤立対策ウェブサイト

各種支援制度や相談先の情報の一元化を図るため、孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」を開設しています。本ウェブサイトでは、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して、利用者の悩みに応じて適切な支援制度や相談先を自動応答で紹介するチャットボットを搭載しています。

■　孤独・孤立対策強化月間

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて検討を重ね、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組の一つとして、毎年５月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を行うこととしています。

令和７年の「孤独・孤立対策強化月間」においては、周知ポスターのプラットフォーム会員団体・地方自治体・各交通事業者、郵便局等での掲示、専用 Web ページにおける情報発信、孤独・孤立対策に資する取組を行う団体の活動紹介、オンライン空間を活用したイベント等を実施しています。

孤独・孤立対策強化月間啓発用ポスター

孤独・孤立に寄り添う光の妖精
ヒカリノ
（孤独・孤立対策マスコットキャラクター）

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

孤独・孤立対策の推進にあたって、孤独・孤立の実態を把握するため、政府では孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）を実施しています。令和６年 12 月には４回目となる調査を実施しました。今後は、この調査結果を踏まえた政策の推進に取り組みます。

公益認定等委員会事務局、公益法人行政担当室

- 公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会ニーズを満たそうという志ある人の集まりである公益社団法人と、財産の集まりである公益財団法人があります。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。
- 公益認定等委員会は、行政庁（内閣総理大臣）からの諮問に応じ、公益認定の処分等について答申を行うとともに、公益法人等の監督などを行います。

公益認定等委員会事務局

総務課

公益法人行政担当室

参事官

公益法人の認定

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁（注１）による認定（公益認定）を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人と称することになります。

注１　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人等は内閣総理大臣、それ以外は都道府県知事

■ 公益法人の認定基準

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について公益認定法に定められた基準を満たす必要があります。

以下の観点から、様々な認定基準が定められています。

(1)公益性 - 公益に資する活動をしているか
(2)ガバナンス - 公益目的事業を行う能力・体制があるか

公益法人の監督

公益法人が自ら適切な情報開示を行い、ガバナンスを確立することが公益法人制度の基本です。行政庁による監督は、公益認定法などにより明確に定められた要件に基づき、行われます。

■ 監督の方法

監督に当たっては、公益法人から提出される事業計画書・事業報告等により法人の事業等が公益認定法の公益認定基準に合致しているかなどを確認するとともに、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において立入検査や報告徴収を行います。

公益認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定を取り消すこともあります。

公益認定等委員会

公益法人制度に対する信頼性を確保するために、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等に対しては、客観性・透明性を担保することが求められています。

このため、公益認定法においては、民間有識者による合議制の機関（注２）が行政庁の行う処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられています。

注２　国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては各都道府県の合議制機関

● 公益法人 information

公益法人制度の詳細は公益法人 information を御覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/

食品安全委員会事務局

- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。
- また、食品安全委員会事務局は、委員会の事務を処理しています。

総務課

評価第一課

評価第二課

情報・勧告広報課

食品安全を守る仕組み（リスクアナリシス（リスク分析））

リスクアナリシスとは、食品に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方であり、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの３要素からなるものです。

我が国は、リスクアナリシスの考え方に基づき、関係省庁が連携して食品の安全性を確保しています。

リスク評価（食品健康影響評価）

リスク評価とは、食品に含まれる可能性のある添加物、農薬や微生物などの危害要因が人の健康に与える影響について科学的に評価することです。

食品安全委員会は、7 名の委員、約 190 名の専門委員、約 120 名の事務局員により構成され、平成 15 年 7 月の設立以来、3,000 件を超えるリスク評価を実施しています。

- 専門調査会

・企画等
・添加物
・農薬第一
・農薬第二
・農薬第三
・農薬第四
・農薬第五
・動物用医薬品
・器具・容器包装
・汚染物質等
・微生物・ウイルス
・プリオン
・かび毒・自然毒等
・遺伝子組換え食品等
・新開発食品
・肥料・飼料等

- ワーキンググループ

特定の分野について集中的に審議を行うワーキンググループを以下のとおり設置しています。

・栄養成分関連添加物 WG
・薬剤耐性菌に関する WG
・評価技術企画 WG
・有機フッ素化合物（PFAS） WG
・食事由来の化学物質のばく露評価 WG
・ビスフェノール A WG

リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、リスクアナリシスの全過程において、消費者を始めとした関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

食品安全委員会では、リスク評価の内容などについてホームページ、メールマガジン、Facebook、ブログ、X などを通じて情報発信を行うとともに、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、意見交換を行っています。

- 食品安全委員会ホームページ
https://www.fsc.go.jp/

消費者委員会事務局

- 消費者委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき内閣府に設置された審議会です。
- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について自ら調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣等に対する建議等を実施しています。また、内閣総理大臣や関係大臣等の諮問に応じて調査審議を行っています。
- 内閣総理大臣に対して必要な勧告を行うほか、個別の法律に基づき意見表明を行っています。
- 消費者委員会事務局は、こうした委員会の機能が十分に発揮されるよう委員会の審議をサポートしています。

消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員（10 人以内）で組織されます。
消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、食品表示部会、公共料金等専門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。

消費者委員会の様子（第 450 回消費者委員会本会議で挨拶をする伊東大臣と消費者委員会各委員）

消費者委員会における主な審議事項等

● 建議等を行った主な事項

・SNS を利用して行われる取引における消費者問題
・特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供について
・いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題
・身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題
・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直し
・商業施設内の遊戯施設における消費者安全
・電子マネーに関する消費者問題
・消費者をエンパワーするデジタル技術に関する消費者委員会意見
・次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見
・サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見
・消費者基本計画工程表に係る意見　等

（令和７年４月末時点で、建議 23 件、提言 18 件、意見 117 件等を実施）
このほか、内閣総理大臣等からの諮問を受けて調査審議し、答申を行っています。

● 現地調査、意見交換会の実施

地方消費者行政等の現場の声に真摯に耳を傾け、実態を把握するために、消費者委員会の委員が直接出向き、現地調査を行っています。
令和６年８月には静岡県沼津市を訪問し、地方消費者行政や消費生活相談をめぐる現状等について、意見交換を行いました。
また、消費者団体を始めとした関係団体等から忌たんのない御意見・御要望を伺うため、定期的に、意見交換会を開催しています。

● 消費者委員会ホームページ
https://www.cao.go.jp/consumer/